

つくば市森林活動団体支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、森林の保全、整備、利活用、環境教育、普及啓発その他の公益的活動を実施する団体に対し、つくば市森林活動団体支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、つくば市補助金等交付適正化規則(昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)に基づき国から譲与される森林環境譲与税を活用し、つくば市森林バンク制度と連携しつつ、市内の森林において活動団体が行う森林整備、森林資源の利活用、環境教育、森林体験、木育、森林で活動する担い手の確保、生物多様性の保全に要する経費を補助することにより、市民等の森林に対する関心及び参加を促進し、地域の森林の適切な維持管理、森林保全及び持続可能な森林利用の推進に資することを目的とする。

(到達目標)

第2条の2 市長は、この補助金により、森林バンク台帳に登録された森林において、活動団体、森林所有者その他の関係者が連携し、補助金の交付終了後も自立的かつ継続的に森林の維持管理、利活用及び市民参加型の活動を行う体制の形成を図るものとする。

2 前項の体制の形成に当たっては、次に掲げる事項の推進を目指すものとする。

- (1) 森林バンク台帳に登録された森林の継続的な保全及び利活用
- (2) 森林で活動する担い手の確保及び育成
- (3) 市民、学校、保育所、認定こども園、社会福祉施設その他これらに類する施設の参加機会の拡大

- (4) 補助事業終了後においても活動団体が自主的に継続できる運営基盤の形成
(定義)

第3条 この要項において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 森林 本市の区域内における森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林をいう。
- (2) 森林バンク制度 つくば市森林バンク制度実施要項に基づき運用する制度をいう。
- (3) 森林バンク台帳 森林バンク制度において登録された森林に関する情報を管理する台帳をいう。
- (4) 活動団体 本市内の森林において、森林整備、森林資源の利活用、環境教育、森林体験、木育、森林で活動する担い手の確保、生物多様性の保全に資する公益的活動を行う団体をいう。
- (5) 補助事業 活動団体が実施する事業であって、第5条に規定するものをいう。
(補助対象団体)

第4条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法人格を有しない団体にあつては、その構成員が2人以上であること。
- (2) 法人にあつては市内に事務所又は活動拠点を有し、法人格を有しない団体にあつてはその代表者が市内に在住し、在勤し、又は在学する者であること。
- (3) 代表者その他当該団体を代表し、及び補助事業を統括する者が明らかであること。
- (4) 補助事業に係る会計及び経理を適正に行い、その内容を報告することができる体制を有すること。
- (5) 補助事業を適正かつ確実に実施することができる体制を有すると認められること。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としないこと。

(7) 法人にあっては当該法人に課されている市町村税に、法人格を有しない団体にあってはその代表者に課されている市町村税に、申請日において滞納がないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する団体でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助金の交付の対象としない。

(1) 剰余金その他の利益を分配することを目的とする団体

(2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする団体

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体

(4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める団体
(補助事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) つくば市森林バンク制度実施要項に基づく森林バンク台帳に登録された森林において実施する事業であること。

(2) 森林の保全、整備、利活用、環境教育その他森林環境の向上に資する事業であること。

(3) 市民等が参加し、又は参加する機会が確保されていること。

(4) 森林活動の継続性が見込まれる事業であること。

(5) 森林所有者その他当該事業の実施について権原を有する者の書面による同意を得ていること。

(6) 安全管理、実施体制及び収支計画が適切であること。

(7) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体から交付を受けた資金を財源とする他の補助対象事業でないこと。

2 具体的な補助事業は、次に掲げるものとする。

(1) 市民参加により行う下草刈り、枝払い、竹林整備、林内整理その他森林の保全及び維持管理に関する事業

(2) 森林を活用して行う環境教育、森林体験、木育に関する事業

(3) 森林資源又は森林由来の素材を活用して行う体験活動に関する事業

(4) 森林で活動する担い手の確保及び育成に関する事業

(5) 学校、保育所、認定こども園、社会福祉施設その他これらに類する施設が実施する森林体験活動、環境教育その他森林への理解の促進に資する事業

(6) 森林における動植物の生息環境又は生育環境の保全、外来種の防除その他生物多様性の保全及び向上に資する事業

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助事業としない。

(1) 公序良俗に反する事業

(2) 政治的又は宗教的な内容を有する事業

(3) 営利を主たる目的とする事業

(4) 特定の者の親睦、娯楽、遊興等を主な目的とする事業

(5) 法令、条例、規則又はこの要項に違反し、又は違反するおそれがある事業

(6) 森林法その他関係法令に基づく届出、許可その他の手続が必要である場合において、当該手続を行っていない事業

(7) 同一の会計年度において、同一の森林又はこれに隣接する森林で実施される事業であって、他の活動団体が申請し、又は既に交付決定を受けた補助事業と事業区分、実施内容、目的又は効果が重複すると認められる事業（重複の有無は、第7条第3項第6号の規定による審査において判断するものとする。）

(8) 他の活動団体による申請と形式上は別であっても、構成員、代表者、役員、会計管理者、活動拠点、会計、事業計画、使用する資機材その他の事情を総合的に勘案し

て、実質的に同一の団体又はこれと密接な関係を有する団体による申請と認められる事業（実質的同一性の有無は、第7条第3項第7号の規定による審査において判断するものとする。）

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業

4 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

(1) 団体の経常的な運営に要する経費

(2) 飲食費、交際費、慶弔費その他これらに類する経費

(3) 団体の構成員に対する人件費、謝礼、日当その他これらに類する経費。ただし、団体の構成員でない者であって、市長が必要と認める外部講師又は専門的知識を有する者に対する謝礼を除く。

(4) 用地の取得、補償その他これらに類する経費

(5) 補助事業との関連が明確でない備品購入費

(6) 領収書その他支出を証する書類により確認することができない経費

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める経費

6 補助金の交付を申請することができる額は、補助対象経費の合計額の範囲内の額であって、当該補助事業に要する経費の総額から当該補助事業に係る収入額を減じた額を上限とする。

7 補助金の額は、前項の額の範囲内で、補助対象経費に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合以内及び額を限度とする。

(1) 当該団体がこの要項に基づく補助金の交付決定を初めて受ける年度 10分の10以内とし、10万円を限度とする。

(2) 前号の年度の翌年度以後の年度 2分の1以内とし、10万円を限度とする。

8 補助金の交付は、1団体につき1会計年度当たり1回を限度とする。

9 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、つくば市森林活動団体支援事業補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 規則第4条第1項の所定の期日は、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から11月の最終開庁日までとする。

3 規則第4条第2項第1号の補助事業等の事業計画書の様式は、つくば市森林活動団体支援事業補助金事業計画書(様式第2号)とする。

4 規則第4条第2項第2号の補助事業等の収支予算書の様式は、つくば市森林活動団体支援事業補助金収支予算書(様式第3号)とする。

5 規則第4条第2項の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 団体概要書(任意様式第1号)及び規約、会則その他これらに類するもの
- (2) 法人格を有しない団体にあつては、構成員名簿(任意様式第2号)
- (3) 事業実施箇所の位置図
- (4) 森林所有者その他当該事業の実施について権原を有する者の承諾書又は同意を証する書類(任意様式第3号)
- (5) 事業計画に係る工程表その他補助事業の継続性が確認できる書類
- (6) 安全管理計画書(任意様式第4号)
- (7) 法人にあつては当該法人に課されている市町村税に、法人格を有しない団体にあつてはその代表者に課されている市町村税に、申請日において滞納がないことを証する書類。ただし、市が公簿等により確認することができる場合は、この限りでない。
- (8) 当該申請が他の活動団体による申請と重複せず、かつ、実質的に同一の団体による分割申請に該当しないことを誓約する書類(任意様式第5号)
- (9) 補助事業完了後2会計年度における活動継続計画書(任意様式第7号)
- (10) 市長が必要と認めるその他の書類

(補助金の交付審査)

第7条 規則第5条の規定による審査は、市長が行うものとする。

2 市長は、前項の審査に当たっては、必要に応じて関係部局の職員に申請内容の確認をさせ、又は意見を求めることができる。

3 市長は、前2項の審査に当たり、次に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) 第2条に規定する補助金の目的との整合性
- (2) 公益性及び市民参加の見込み
- (3) 事業の実現可能性及び継続性
- (4) 安全管理体制の適切性
- (5) 経費積算の妥当性
- (6) 同一の会計年度における他の申請事業との区域、事業区分、実施内容及び実施主体の重複の有無
- (7) 当該申請団体と他の申請団体との間における構成員、代表者、役員、会計、活動拠点その他の密接な関係の有無
- (8) 前号に掲げるもののほか、補助金の公平性及び適正執行の確保に関し市長が必要と認める事項
- (9) 補助事業完了後2会計年度における活動継続の見込み及び自主的な運営基盤の形成可能性

(補助金の交付条件)

第8条 規則第6条第1項第5号の補助金等の交付の目的を達成するために必要と認められる事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業は、補助金の交付決定を受けた年度内に完了すること。
- (2) 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 市長が補助事業について報告を求め、又は職員をして帳簿、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じること。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、事故防止その他安全管理に十分配慮し、必要に応じて保険加入その他の措置を講ずること。

(5) チェーンソー、刈払機その他危険を伴う機械器具を使用する場合は、当該機械器具の取扱いに関する講習を修了した者又はこれと同等の知識及び技能を有する者が作業を行うこと。

(6) 森林法その他関係法令に基づく届出、許可その他の手続が必要である場合は、当該手続を行うこと。

(7) 補助事業の実施に当たっては、森林環境譲与税を活用した事業である旨の周知に努めること。

(8) 市長から森林保全、市民参加の促進又は成果の普及啓発に関する広報、報告会、成果発表その他これらに類する協力の求めがあったときは、これに応じること。

(9) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

ア 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

エ 規則又はこの要項の規定に違反したとき。

(10) 前号の場合において、既に補助金が交付されているときは、市長の命ずるところにより、その全部又は一部を返還すること。

(11) 初めて補助金の交付決定を受けた団体は、補助事業完了後2会計年度の間、各年度終了後に活動状況報告書（任意様式第8号）を市長に提出すること。

(12) 前号の団体は、市長から活動継続、担い手確保、成果共有又は普及啓発に関する助言、報告会若しくは意見交換への協力を求められたときは、これに努めること。

（補助金の交付決定通知）

第9条 規則第7条の補助金等交付決定通知書及び補助金等不交付決定通知書の様式は、つくば市森林活動団体支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）とする。

（補助事業の変更等）

第 10 条 規則第 12 条の 2 の補助事業等変更・中止・廃止申請書の様式は、つくば市森林活動団体支援事業補助金変更等承認申請書（様式第 5 号）とする。

2 収支予算書の金額に変更が生じたときは、前項の申請書に、つくば市森林活動団体支援事業補助金収支変更予算書（様式第 6 号）を添付するものとする。

3 市長は、第 1 項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助事業の変更、中止又は廃止について承認するか否かを決定し、つくば市森林活動団体支援事業補助金変更等承認通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

4 補助事業の目的及び効果に影響を及ぼさない変更は、軽微な変更として第 1 項の規定による申請を要しない。

5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる変更は、軽微な変更としない。

- (1) 補助金額の増減を伴う変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 実施場所である森林の変更
- (4) 補助事業の目的又は効果に重大な影響を及ぼす変更
- (5) 安全管理計画に重大な変更を生じさせる変更

6 前各項の規定にかかわらず、備品購入費を除く補助対象経費に係る変更については、当該変更に係る領収書その他支出を証する書類の発行日以後に変更申請がされた場合であっても、補助事業の目的を損なわないと市長が認めるときは、交付決定額の変更を伴う場合であっても、予算の範囲内において必要と認める額に限りこれを承認することができる。

7 前項の規定は、備品購入費の新規計上、備品購入費の額の増額その他備品の取得内容に変更を生じさせる場合については、適用しない。

（財産処分の制限）

第 11 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50,000 円以上のものについては、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を

いう。) が 10 年未満のものにあつては 5 年間、法定耐用年数が 10 年以上のものにあつては 10 年間は、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。

2 前項の財産には、チェーンソー、刈払機、防護具その他継続的な使用が見込まれる物品を含むものとする。

3 市長は、第 1 項の承認をする場合において、必要があると認めるときは、当該財産に係る補助金相当額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(実績報告)

第 12 条 規則第 13 条第 1 項の補助事業等実績報告書の様式は、つくば市森林活動団体支援事業補助金実績報告書(様式第 8 号)とする。

2 規則第 13 条第 1 項の収支決算書の様式は、つくば市森林活動団体支援事業補助金収支決算書(様式第 9 号)とする。

3 規則第 13 条第 1 項の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助事業の実施状況が確認できる領収書その他支出を証する書類の写し

(2) 補助事業の実施状況が確認できる写真

(3) 参加者数その他事業実施内容が分かる書類

(4) 補助事業により取得した財産がある場合は、その管理状況が分かる書類

(5) つくば市森林バンク制度との連携状況又は事業効果が分かる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

4 規則第 13 条第 1 項の所定の期日は、補助事業の完了の日から起算して 20 日を経過する日又は当該年度の 2 月の最終開庁日のいずれか早い日とする。

5 市長は、前各項の規定により提出があつたときは、補助事業の概要を公表することができる。

(消費税仕入控除税額の取扱い)

第 13 条 補助金の交付を受けようとする者が消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する課税事業者である場合において、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消

費税に相当する額のうち仕入れに係る消費税額として控除することができる額があるときは、当該控除することができる額を控除して交付申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付申請時において仕入控除税額が明らかでないときは、これを含めて交付申請することができる。

3 前項の規定により交付申請をした者は、実績報告後に仕入控除税額が確定したときは、速やかに市長に消費税仕入控除税額報告書（任意様式第6号）により報告しなければならない。

4 市長は、前項の報告があった場合において、既に交付した補助金の額に過払があると認めるときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の額の確定通知）

第14条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、つくば市森林活動団体支援事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）とする。

（交付の請求）

第15条 規則第15条の2第2項の補助金等交付請求書の様式は、つくば市森林活動団体支援事業補助金交付請求書（様式第11号）とする。

（交付）

第16条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第17条 規則第16条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、つくば市森林活動団体支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（補助事業の公表）

第18条 市長は、森林環境譲与税の適正な活用及び森林保全に関する取組の普及啓発を図るため、個人情報を含まない範囲において、補助事業の概要、実施団体名、活動内容、成果その他必要と認める事項を公表することができる。

(補助金の経理等)

第 19 条 補助金の交付を受けた団体は、補助事業について会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業に係る収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にするものとする。

2 補助金の交付を受けた団体は、補助事業に係る帳簿その他証拠書類を整理し、当該年度終了後 5 年間保存するものとする。

(補則)

第 20 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、令和 8 年 5 月 11 日から施行する。

別表（第5条第4項関係）

| 区分 | 内容 |
|----------|--|
| 報償費 | 団体の構成員でない外部講師、専門家、指導者等に対する謝礼 |
| 旅費 | 団体の構成員でない外部講師、専門家、指導者等の旅費 |
| 需用費 | 消耗品費、印刷製本費、燃料費、資材費、軽微な修繕料その他補助事業の実施に必要な経費 |
| 役務費 | 通信運搬費、保険料、手数料その他補助事業の実施に必要な経費 |
| 委託料 | 専門的作業又は補助事業の一部を委託するために必要な経費 |
| 使用料及び賃借料 | 機械器具、車両、会場その他補助事業の実施に必要な物件の使用料及び賃借料 |
| 備品購入費 | 刈払機、防護具、工具その他補助事業の実施に必要と認められる備品（1件当たりの取得価格が10,000円以上のものに限る。）の購入費 ※ チェーンソー、刈払機を購入する場合は、当該機械器具の取扱いに関する講習を修了した者が団体に所属していること。 |
| 受講料 | 安全講習、技能講習その他補助事業の実施に必要な講習等の受講料 |
| その他 | 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費 |

備考

1. 消費税及び地方消費税を含む。ただし、第13条の規定により控除すべき額がある場合は、当該控除後の額とする。
2. 補助事業に直接関連しない経費又は第5条第5項各号に該当する経費は、上記の経費区分に該当する場合であっても補助対象としない。